

令和1年6月11日  
佐賀西信用組合

中小企業者等の皆様に対する金融の円滑化を  
図るための臨時措置に関する説明資料

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく  
措置の実施に関する方針の概要

- 当組合は、地域内の中小企業者や勤労者の資金の円滑化に寄与し、地域社会の発展に貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして、組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報開示を行うとともに、組合員の皆様との対話により金融の円滑化に取り組んでいます。その取組みに際しては、金融円滑化法、協同組合による金融事業に関する法律施行規則及び組合の経営理念・経営方針に則った金融円滑化管理規定を定め、全役職員が対応しております。
- ・ 当組合に対して事業資金の貸付に係る債務を有する中小企業のお客様が、お取引先の業績不振による倒産・廃業による影響で受注減少や売上減などで返済が困難となった場合や、住宅資金借入のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化による給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の「金融円滑化相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じています。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく  
措置の状況を適切に把握するための体制の概要

- 当組合は、中小企業者及び勤労者のお客様から、貸付条件の変更等に関する申込みがあった場合は、当組合の業務の適切な運営の確保に留意しつつ、申込みに至った背景や事情、事業や収入に関する将来の見通し、財産その他の状況を総合的に勘案し、貸付条件の変更等をさせていただくなど、積極的かつ柔軟に対応しております。

- ・お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、本部で貸付条件の変更等に係る情報を収集し貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、各営業店では貸付条件の変更後にモニタリング・経営指導を適時に行い「返済猶予に係る管理簿」において、その内容を記録・保存しています。

### 第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

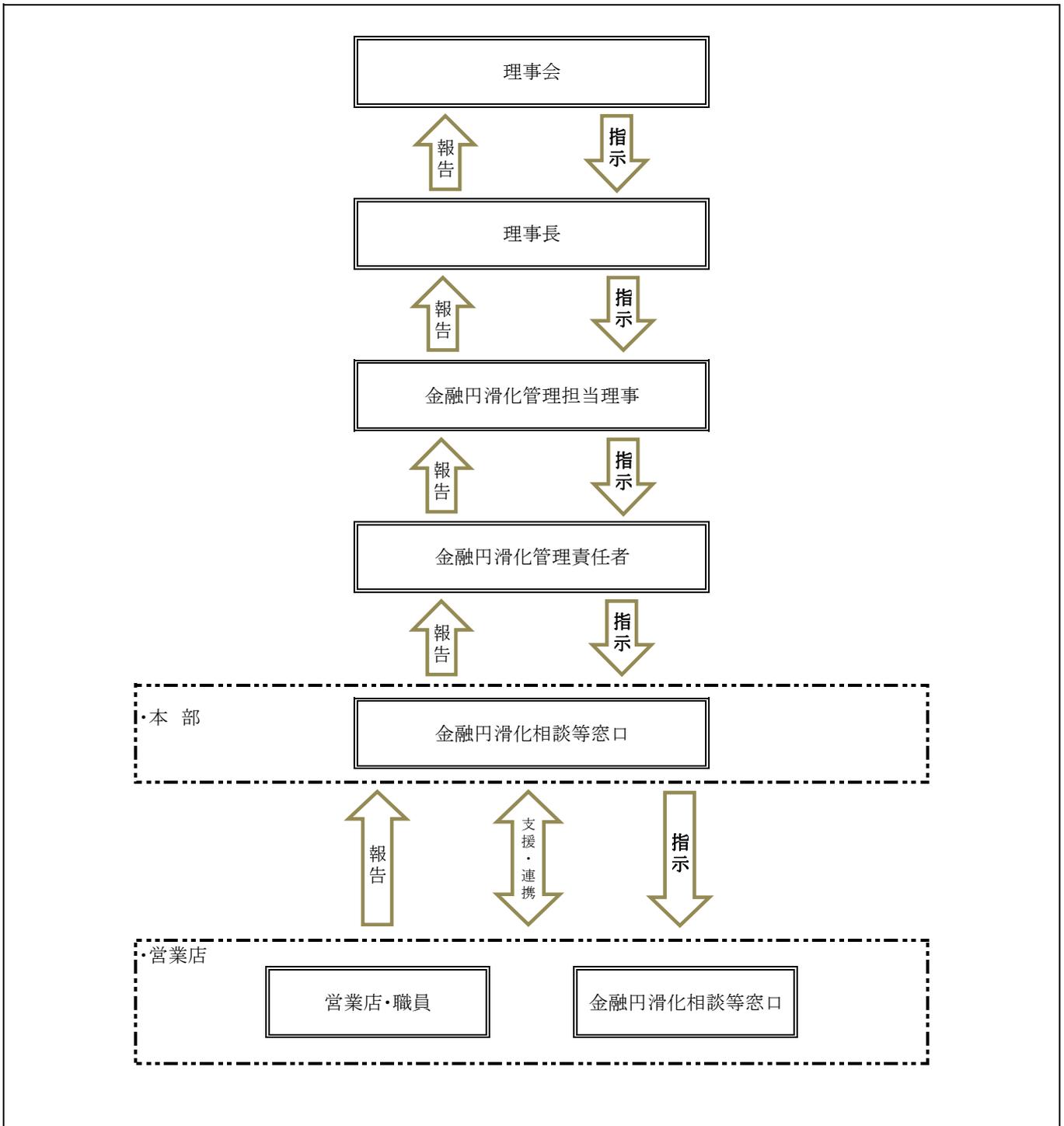
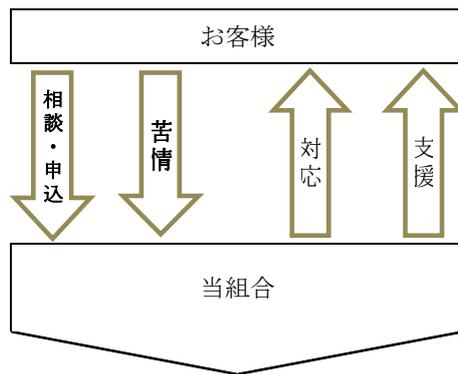
- 貸付条件の変更等に関する苦情相談に対して誠実かつ適切に対応するため、当組合の本部に「苦情相談窓口」を設置し、また、本部及び各営業店に「ご返済に関する相談窓口」を設置し体制を整備しております。

- ・当組合の業務に関してお客様からのご要望や苦情をお受けし、公平・公正な立場から解決を図るため「苦情相談窓口」を設置しています。
- ・当組合お取引先のお客様から、貸付条件の変更等の申出があった場合に、迅速かつ親身に対応するため本部及び各営業店に「ご返済に関する相談窓口」を設置しています。  
また、営業店は事業資金借入及び住宅資金借入のお客様には、積極的に訪問活動を実施し、これまで以上にきめ細かな対応を行っています。

### 第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- 当組合は、貸付条件の変更等を行った中小企業のお客様の経営改善計画書の進捗状況を継続的に把握・検証し、経営改善計画の見直しの支援及び経営相談・指導等によるコンサルティング機能の発揮に取り組んでいます。
- ・貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めています。

### 金融円滑化管理体制



(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
「お客さまが中小企業者である場合」

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	538	576	601	633	653	671	701	716	761	783	800	819	868	904	1,002	1,109
うち、実行に係る貸付債権の数	473	508	537	562	587	601	632	644	684	706	729	749	794	832	929	1,035
うち、謝絶に係る貸付債権の数	32	32	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	34	34
うち、審査中の貸付債権の数	5	7	2	9	2	5	1	4	9	9	2	0	4	2	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	28	29	29	29	31	32	35	35	35	35	36	37	37	37	39	40

(別表2) 貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
「お客さまが住宅資金借入者である場合」

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	18	19	20	20	20	22	22	23	25	25	25	26	26	26	28	28
うち、実行に係る貸付債権の数	14	16	17	17	17	19	19	19	21	21	21	21	21	21	23	23
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	5	5	5	5